

武雄市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

本方針は、武雄市における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

武雄市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び武雄市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第25号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務に限り、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、特定個人情報等の管理に関する規程等を整備しながら、それらを職員等に遵守させる等の措置を講じ、特定個人情報等の適正な取扱いを確保する。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり適正に特定個人情報を取り扱います。

（法令遵守）

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関する法令等を遵守します。

（安全管理措置）

- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

- (3) 特定個人情報は、番号法並びに番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

（委託・再委託）

- (4) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、関係法令等に基づき市自らが果たすべき安全管

理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(継続的改善)

- (5) 特定個人情報等の管理に関する規程等を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 問合せ先

武雄市役所総務部総務課

電話 0954-23-9315